

長崎県食品衛生監視指導計画の前年度からの主な変更点

1. V章「HACCPに沿った衛生管理の普及促進（重点事項）」

「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む小規模営業者への支援について、今後の指導方法等を記載しました。また、と畜場及び食鳥処理場への支援を追記しました。

2. 食品等の検査に関する事項

保健所で行っていた食品添加物の検査を、環境保健研究センター及び登録検査実施機関で行うこととしたため、各機関における検査検体数を変更しました。

3. 用語説明

本計画にて記載のない語句を削除しました。

4. その他、文言等を修正しました。